

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6
保存 期間	常(0)年 年 月 日

会第178号
平成19年3月22日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察建設工事監督及び検査要領の制定について（例規通達）

岐阜県警察が行う請負契約による建設工事に関する監督及び検査については、別添のとおり「岐阜県警察建設工事監督及び検査要領」を定め、平成19年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察建設工事監督及び検査要領

第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、岐阜県警察が行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく工事の請負契約（以下「県費工事」という。）及び会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11に基づく工事の請負契約（以下「国費工事」という。）による建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の監督及び検査について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 監督

建設工事の請負契約（以下「契約」という。）の適正な履行を確保するため、工事経過において、必要な限度で工事現場における立会い、工程管理、工事又は工事材料の検査等を行い受注者に指示する行為をいう。

(2) 検査

検査員が契約に基づく給付の完了確認（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。

(3) 監督権者

ア 県費工事においては、岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和37年岐阜県規則第65号。以下「委任規則」という。）、岐阜県警察組織規則（昭和63年岐阜県公安委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）及び岐阜県警察の組織の細目等に関する訓令（昭和44年岐阜県警察訓令第4号。以下「訓令」という。）に基づき、当該県費工事の監督事務を所掌する所属の長をいう。

イ 国費工事においては、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、内閣府所管契約事務取扱要領（平成13年内閣府訓令第38号。以下「契約細則」という。）及び警察庁会計事務取扱細則（昭和59年警察庁訓令第4号。以下「取扱細則」という。）に基づき、支出負担行為担当官が当該建設工事の監督事務の補助者として任命する官職とし、当該国費工事の監督事務を所掌する所属の長をいう。

(4) 検査権者

ア 県費工事においては、委任規則、組織規則及び訓令に基づき、当該県費工事の検査事務を所掌する所属の長をいう。

イ 国費工事においては、法、予決令、契約細則及び取扱細則に基づき、支出負担行為担当官が当該建設工事の検査事務の補助者として任命する官職とし、当該国費工事の検査事務を所掌する所属の長をいう。

(5) 監督員

監督権者から建設工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。

(6) 検査員

検査権者から建設工事の検査の執行を命ぜられた者をいう。

(7) 受注者

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「会計規則」という。）又は契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「取扱規則」という。）により契約を締結した相手方をいう。

(8) 本部検査

当初設計金額8,000万（営繕工事にあっては1,500万）円以上の建設工事の検査をいい、この検査は、警察本部総務室会計課長（以下「本部会計課長」という。）から検査を命ぜられた者が行うものとする。

(9) 所属検査

当初設計金額8,000万（営繕工事にあっては1,500万）円未満の建設工事の検査をいい、この検査は、検査権者から検査を命ぜられた者が行うものとする。

(10) 設計図書

特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(11) 契約書

契約の当事者の意思の合意により作成された書面をいう。

(12) 契約図書

工事請負契約書及び設計図書をいう。

(13) 技術職員

採用試験実施基準（昭和54年2月23日岐阜県人事委員会決定）に定める建築、電気又は機械の区分試験に合格し、採用された職員をいう。

第2章 監督

(監督の体制)

第3 監督権者は、建設工事の請負契約締結後、監督員を指定して必要な監督をさせなければならない。

2 監督権者は、原則として、第5の各号に掲げる業務を担当する監督員を置くものとする。

(監督員の業務)

第4 監督員は、現場状況を把握し、法令、規則及び契約図書に基づき、次の業務を監督権者の指揮監督に従って行うものとする。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは確認

(4) 契約後2週間以内に行う工事着手前の協議

2 工事請負契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾又は解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。

(監督業務の分類及び内容)

第5 監督業務の分類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括監督員とは監督総括業務を担当し、主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいい、次に掲げる業務のうち重要なものを行うものとする。

また、請負契約の一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における契約担当課等に対する報告を行うものとする。

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議の処理

イ 関連工事の調整及び設計図書の変更の処理

- (2) 主任監督員とは現場監督総括業務を担当し、一般監督員の指揮監督、現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいい、次に掲げる業務を行うものとする。

また、請負契約の一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うものとする。

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議の処理（総括監督員及び一般監督員の業務に属さないもの）

イ 関連工事の調整及び設計図書の変更の処理（総括監督員の業務に属さないもの）

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認の処理、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ当該実施を確認することを含む。）で重要なものの処理

エ 工事実施のための詳細図の作成及び交付並びに受注者が作成した図面の承諾の処理（一般監督員の業務に属さないもの）

- (3) 一般監督員とは一般監督業務を担当し、一般監督業務の掌理を行う者をいい、次に掲げる業務を行うものとする。

また、設計図書の変更又は当該工事の一時中止若しくは打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うものとする。

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議の処理（軽易なものに限る。）

イ 工事の実施のための詳細図の作成及び交付並びに受注者が作成した図書の承諾の処理（軽微なものに限る。）

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認の処理及び工事材料の試験の実施（主任監督員の業務に属さないもの）

（監督員の指定）

第6 監督員は、原則として技術職員（同種又は同類の工事の監督経験を有するなど、監督を厳正かつ適格に行うことができると監督権者が認めた技術職員以外の警察職員を含む。以下この章において同じ。）とする。

2 監督権者は、当該工事の規模、態様などを考慮し、契約ごとに、次の各号に掲げる基準により監督員を指定するものとする。

(1) 総括監督員（監督総括業務担当者）は、課長補佐以上の職にある者

(2) 主任監督員（現場監督総括業務担当者）は、係長以上の職にある者

(3) 一般監督員（一般監督業務担当者）は、技師又は主事以上の職にある者

3 監督権者は、監督員を自所属において指定することが困難なときは、他所属の長の同意を得て、その所属の技術職員を監督員として指定することができる。

（監督業務の兼務等）

第7 当初設計金額1億円未満の工事は、総括監督員を置かず、また、当初設計金額1,500万円未満の工事は、総括監督員及び主任監督員を置かないことができる。

2 総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、また、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における一般監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、上司の指導の下に自己の業務と併せて担当するものとする。

（監督員指定の通知）

第8 監督権者は、監督員を指定したとき、又は監督員を変更したときはその職員の氏名を速やかに、監督員通知書（別記第1号様式）又は監督員変更通知書（別記第1号様式の2）をもって受注者に通知するものとする。

（監督業務の執行）

第9 監督員は、監督業務の執行に当たっての指示、承諾、協議、提出又は報告は指示・承諾・協議・提出・報告書（別記第2号様式。以下「指示書」という。）をもって行うこととする。

また、受注者に対して指示書をもって報告等を行わせることとする。

2 監督員は、監督業務の執行経過について監督業務概要（別記第3号様式）及び監督業務記録簿（別記第3号様式の2）により明らかにしておくものとする。

（書類の管理）

第10 監督員は、受注者から提出された書類、指示書及び図面並びに検査、試験等の結果についてその処理経過を明らかにしておくものとする。

（工事成績の評定）

第11 監督員は、工事が完成（一部完成を含む。）したとき、又は工事の打切り等により契約を解除したときは、岐阜県警察建設工事成績評定要領（令和3年11月25日付け会第1051号。以下「評定要領」という。）に基づき当該工事の監督結果の評定を行うものとする。ただし、最終契約金額500万円以下の工事はこの限りでない。

（検査の準備）

第12 監督員は、検査に際し第23の規定により検査員の行う検査に必要な関係書類、器具、人員その他必要なものを、受注者に指示し、又は自ら準備するものとする。

（検査の立会い）

第13 監督員は、原則として検査員の行う検査に立ち会い、必要な資料の提出や監督の執行状況の説明を行うなど検査に協力しなければならない。

（監督の委任）

第14 警察本部長は、県費工事において必要があるときは、知事に対し、知事部局の職員に監督の委任を依頼するものとする。

2 監督権者は、県費工事において、知事部局の職員に監督を委任する必要があるときは、警察本部長に申請しなければならない。

3 警察職員及び知事部局の職員（以下「警察職員等」という。）以外の者へ監督の委任をする場合は、工事の内容及び監督の技術基準を勘案し、監督の方法、連絡、報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

4 警察職員等以外の者へ監督を委任する場合は、監督権者は、当該監督の結果を確認しなければならない。

第3章 検査

（検査の方法）

第15 検査は建設工事の出来形を対象として契約図書、岐阜県建設工事検査要領（昭和54年制定）第3の岐阜県建設工事検査基準等に基づいて行うものとする。

（検査の種類）

第16 建設工事の検査の種類は次の各号に掲げる区分とする。

（1）完成検査

工事の全部又は一部（設計図書において指定したものに限る。）が完成した場合に行う検査

（2）出来形検査

ア 建設工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査（確認を含む。以下この号において同じ。）を要するものにあっては検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）の部分に対し、代価の一部を支払う場合に行う検査

イ 工事請負契約を解除した場合の出来形部分の検査

(3) 中間検査

建設工事の履行途中において検査権者が必要と認める場合に行う検査

(検査の期日)

第17 検査は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び契約書の規定により受注者から完成届（別記第4号様式）又は出来形検査願（別記第4号様式の2）の提出を受けた日から14日以内に行わなければならない。ただし、検査は契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

2 本部検査においては、当該工事を所管する課長（以下「担当課長」という。）が、工事検査依頼書（別記第4号様式の3）を完成届又は出来形検査願とともに本部会計課長へ提出するものとする。

（兼務の禁止）

第18 検査員は、次の各号に掲げる場合を除いて建設工事の監督員を兼ねることはできない。

(1) 維持修繕に関する工事で施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な工事の検査

(2) 検査を行うために特別の技術を要するため監督員以外の職員により行うことが著しく困難な工事の検査

(3) その他特別の事情がある場合

（検査日時等の通知）

第19 検査権者は、検査を実施しようとするときは、受注者に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を工事検査通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（検査員の指定）

第20 検査員の指定は、係長以上の技術職員等（検査を厳正かつ適格に行うことができると検査権者が認めた技術職員以外の警察職員を含む。以下この章において同じ。）の中から検査ごとに検査命令書（別記第6号様式）により行う。

また、この指定は別記第6号様式の2を完成届又は出来形検査願に併記して行うことができる。

2 本部検査の検査員は、原則として警察本部総務室会計課（以下「本部会計課」という。）に所属する技術職員等を指定するものとし、本部会計課以外に所属する技術職員等を指定することが必要となった場合には、当該技術職員等が所属する所属の長の同意を得なければならない。

3 所属検査の検査員は、他の所属の技術職員等を指定することが必要となった場合には、当該所属の長の同意を得なければならない。

4 検査権者は、必要があると認めるときは2人以上の検査員を指定することができる。この場合において、検査権者は、それぞれの検査員の権限の内容を明らかにしなければならない。

（検査員の職務、権限）

第21 検査員は、建設工事の施工管理記録、指示事項等を確認しなければならない。

2 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めるができる。

3 検査員は、完成検査において出来形検査又は中間検査により確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。

4 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、

適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

(立会人等)

第22 検査員は、検査を実施するときは原則として受注者又はその代理人その他必要と認められる関係者を立ち会わせるものとする。

(検査の準備)

第23 監督員は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

- (1) 契約図書、施工管理記録、契約履行の記録等検査に必要な書類
- (2) 工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示
- (3) 検査に必要な用具及び人員
- (4) その他検査員があらかじめ指示した事項

(検査復命書等の作成)

第24 検査員は、検査を終了したときは速やかに工事完成（修補改造）出来形検査復命書（別記第7号様式。以下「検査復命書」という。）、工事成績報告書（別記第7号様式の2）、検査調書（工事）（別記第8号様式）又は検査調書（工事部分払）（別記第8号様式の2）その他必要な書類を作成し、検査復命書、工事成績報告書等を検査権者に提出しなければならない。ただし、検査調書の作成については、契約金額が会計規則第122条第2項のただし書に規定する額（200万円）又は取扱規則第24条に規定する額（200万円）を超えないものについては契約の相手方の履行についての届出書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名又は記名押印してこれに代えることができる。

2 検査員は、検査の結果その給付が契約内容に適合しないと認める場合において軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（別記第9号様式）で指示し、その完成を確認するものとする。

本部検査の場合、この確認は、担当課長の軽微な修補完了確認報告書（別記第10号様式）により代えることができる。

(検査結果の通知)

第25 検査権者は、検査員から検査復命書を受理したときは、速やかに建設工事の検査結果を受注者に対して検査結果通知書（別記第11号様式）により通知しなければならない。

(不合格の処理)

第26 監督権者は、検査員による検査の結果が不合格のときは、修補改造命令書（別記第12号様式）により受注者に修補又は改造の履行を求めるものとする。

(再検査)

第27 検査員は、受注者から修補改造完了届（別記第13号様式）の提出を受けたときは再検査をしなければならない。

2 再検査は、第15から第25までの規定を準用する。

(中間検査)

第28 第16第3号の中間検査は、建設工事の履行途中において、次の各号のいずれかに該当し、検査権者が必要と認める場合に行う検査とする。

- (1) 部分使用（工事の完成を確認する前において、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用する場合）による確認をする場合
- (2) その他特別の理由による場合

2 検査の事務処理については、第18から第27までを準用し、検査関係書類の様式については「完成」を「中間」と読み替えるものとする。

(工事成績評定)

第29 検査員は、検査を終了したときは、評定要領に基づき工事の成績評定をする

ものとする。ただし、最終契約金額500万円以下の工事はこの限りでない。

(検査の委託)

第30 特に専門的な知識又は技能を必要とするものその他必要と認められる場合には、警察職員等以外の者に検査を委託することができる。

第4章 雜則

(監督、検査経過の記録)

第31 監督権者は、監督員が監督した建設工事の概要、請負契約状況、監督員名、支出状況、第25の規定による検査結果通知内容等を工事台帳（別記第14号様式）に記載するものとする。

(適用の除外)

第32 維持修理等で当初契約金額200万円以下の工事はこの要領によらないことができる。

(実施細目)

第33 この要領に定めるもののほか、建設工事の監督及び検査の実施に関し必要な細目は、必要に応じその都度決定する。

附 則（平成19年3月22日付け会第178号）

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則（平成22年3月8日付け会第128号）

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則（平成23年12月28日付け会第973号）

この要領は、平成24年2月1日より施行する。

附 則（令和3年11月25日付け会第1050号）

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和6年5月21日付け会第242号）

この要領は、令和6年5月21日から施行する。

附 則（令和7年10月1日付け会第404号）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別記

第1号様式

年　月　日

受注者 様

監督権者

監督員通知書

年　月　日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督員を通知します。

仕様書番号 第 号

工事名

工事場所

記

総括監督員（職氏名）

主任監督員（職氏名）

一般監督員（職氏名）

(注) 必要のない文字は、抹消するものとする。

第1号様式の2

年 月 日

受注者 様

監督権者

監督員変更通知書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり監督員を変更したので工事請負契約書第9条第1項の規定に基づき、通知します。

仕様書番号 第 号

工事名

工事場所

記

新任者 総括監督員（職氏名）

主任監督員（職氏名）

一般監督員（職氏名）

旧任者 総括監督員（職氏名）

主任監督員（職氏名）

一般監督員（職氏名）

(注) 必要のない文字は、抹消するものとする。

第2号様式

指示・承諾・協議・提出・報告書

監督権者	総括監督員	主任監督員	一般監督員	現場代理人

様	発議 年月日	年 月 日	発議者	発注者 受注者
仕様書 番号	第 号	工事名		受注者
工事場所				
工期	自 年 月 日 至 年 月 日			
指示・承諾・協議・提出・報告事項				

処理・回答
上記事項については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工すること。
※ 協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。 年 月 日

(注) 2部作成し、捺印後発注者と受注者が各一部保管するものとする。
不用な文字は=で消すこと。

監督業務概要

【工事監督】

仕様書番号		工事名	
工 期	・・～・・	変更工期	・・～・・
契約金額	円	変更後契約金額	円
工事内容		受注者名 TEL	
総括監督員		現場代理人	
主任監督員		主任技術者	
一般監督員			

仕様書番号		工事名	
工 期	・・～・・	変更工期	・・～・・
契約金額	円	変更後契約金額	円
工事内容		受注者名 TEL	
総括監督員		現場代理人	
主任監督員		主任技術者	
一般監督員			

仕様書番号		工事名	
工 期	・・～・・	変更工期	・・～・・
契約金額	円	変更後契約金額	円
工事内容		受注者名 TEL	
総括監督員		現場代理人	
主任監督員		主任技術者	
一般監督員			

仕様書番号		工事名	
工 期	・・～・・	変更工期	・・～・・
契約金額	円	変更後契約金額	円
工事内容		受注者名 TEL	
総括監督員		現場代理人	
主任監督員		主任技術者	
一般監督員			

※ 分離発注がない場合の【工事監督】欄の不要部分は削除して使用のこと。

第3号様式の2

監督業務記錄簿

監督権者	次 席	課長補佐	係 員	総括監督員	主任監督員	一般監督員	記録者	
							年 月 日	
仕様書番号		工 事 名						
年 月 日	・ ・	場所			打合せ方式	会議・電話・その他		
出 席 者	発注者側				受注者側			
特記事項 (確認・指示・協議・報告・打合せ等)								

第4号様式

完 成 届

仕様書番号 第 号

工事名

工事場所

完成期限 年 月 日

上記工事については、 年 月 日 完成しましたからお届けします。

年 月 日

住所

氏名

様

出来形検査願

仕様書番号 第 号

工事名

工事場所

請負金額 円

契約年月日 年 月 日

完成期限 年 月 日

出来形年月日 年 月 日

出来形払いの請求をしたいので、上記工事の出来形検査をお願いします。

年 月 日

住所

氏名

様

第4号様式の3

第
年
月
日
号

検査権者様

担当課長

工事検査依頼書

完成

下記工事について 検査を願います。
出来形

記

1 仕様書番号 第 号

2 工事名

3 工事場所

4 受注者名

5 契約工期 年 月 日 ~ 年 月 日

6 希望検査日 年 月 日

7 添付書類

- ・完成届（出来形検査願）
- ・完成（出来形）写真
- ・工事台帳の写し
- ・その他

第5号様式

第
年
月
号
日

工事検査通知書

受注者様

検査権者

このことについて、下記により検査を実施するので通知します。

記

仕様書番号	第 号			
工事名				
工事場所				
工 期	着 工	年 月 日	完 成	年 月 日
検査日	年 月 日			
検査員				
備 考				

(注) 次の事項が履行されない場合は、検査を中止することがある。

- 1 受注者又は現場代理人若しくは主任技術者の立会い
- 2 当該工事関係書類の整備
- 3 検査用具及び労務等の提供

第6号様式

年 月 日

検査命令書

検査権者

検査員 職 氏名

下記工事の検査員を命ずる。

記

1 仕様書番号及び工事名

2 受注者

3 検査の種類

4 検査日

年 月 日

検査命令書

検査員	
-----	--

年 月 日

本工事の検査員を命ずる。

検査権者 職 氏名

第7号様式

年　月　日

検査権者 様

検査員

完 成
工事 (修補改造) 検査復命書
出来形

命により、 年 月 日 第 号 工事を検査しましたから、
別紙のとおり復命します。

記

- 1 工事検査調書（写） (第8号様式)
- 2 工事完成（出来形）写真
- 3 工事成績報告書 (第7号様式の2)
- 4 工事成績評定表 (岐阜県警察建設工事成績評定要領に定める第2号様式)
(岐阜県建設工事成績評定要領に定める工評要様式1号)
- 5 工事検査結果通知書（案） (第11号様式)
- 6 工事成績評定結果通知書（案） (岐阜県警察建設工事成績評定要領に定める第1号様式)
- 7 その他資料

第7号様式の2

工事成績報告書

仕様書番号 工事名	第 号 工事			工事場所				
契約金額	当初				受注者	氏名		
	変更					住所		
	変更					現場代理人	監理(主任)技術者	施工管理責任者
	変更							
工 期	当初				監督員	総括監督員	主任監督員	一般監督員
	変更							
	変更							
	変更							
出来形届受理年月日	年 月 日			完成年月日	年 月 日			
〃	年 月 日			出来高検査年月日	年 月 日			
完成届受理年月日	年 月 日			完成検査年月日	年 月 日			
一部下請の有無	有・無	下請負の内容	1次下請社	2次下請社		3次以降下請社		
発注者側立会人				受注者側立会人				
検査結果	合格・不合格		指示事項	確認年月日	年 月 日			
				確認者職氏名				
工事内容								
備考								

検査調書（工事）

仕 様 書 番 号	第 号			
工 事 名				
工 事 場 所	市 郡	町 村	大字	地内
契 約 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日			
完成届を受けた日	年 月 日			
検 査 日	年 月 日			
受注者 住 所 氏 名				
立 職 会 氏 人 名	発注者側			
	受注者側			
検 査 意 見				
上記のとおり検査しました。 年 月 日				
検査員 職 氏名				

第8号様式の2

検査調書（工事部分払）

仕 様 書 番 号	第 号						
工 事 名							
工 事 場 所	市 町 大字 地内 郡 村						
契 約 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日						
出 来 形	%						
検 查 日	年 月 日						
受注者 住 所 氏 名							
立 職 会 氏 人 職 氏 名	発注者側						
	受注者側						
検 查 意 見							
出 来 形 内 訳							
工 种	名 称	单 位	数 量	設 計 金 額	出来形率	出来形金額	備 考
				千円	%	千円	
計							
上記のとおり検査しました。							
年 月 日							
検査員 職 氏名							

第9号様式

検査結果指示書

年月日

受注者
様
担当課長

検査員職氏名

年月日 検査の結果、給付内容が不完全ですから指示します。

仕様書番号	第号	工事名	工事	受注者	
工事場所	市 郡	町 村	大字	地内	
工 期	自 至 年 年	月 月	日 日	請負金額	円
受注者側 立会人 職氏名			発注者側 立会人 職氏名		
指示内容					
修補改造期限	年月日				

上記のとおり受注者に指示したので、確認検査をお願いします。
(注) この通知書は3部複写とし、受注者、担当課長及び検査員の控えとする。

第 10 号様式

第
年
月
号
日

検査権者 様

担当課長

軽微な修補完了確認報告書

このことについて、下記のとおり確認しました。

記

- | | | | |
|-----------|---|----|---|
| 1 仕様書番号 | 第 | 号 | |
| 2 工事名 | | | |
| 3 工事場所 | 市 | 町 | |
| | 郡 | 大字 | |
| | | 村 | |
| 4 受注者 | | | |
| 5 修補改造期限 | 年 | 月 | 日 |
| 6 修補完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 7 修補検査年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 8 検査確認者 | | | |

(注) 修補前後の写真を添付すること。

第 11 号様式

検査結果通知書

第
年
月
号
日

受注者様

検査権者

完成

下記工事の 検査結果について、通知します。
出来形

仕様書番号	第 号		
工事名	工事		
工事場所	市 郡	町 村	大字 地内
工定期	自 年 月 日	至 年 月 日	
立会人名 職氏名	発注者側		
	受注者側		
検査日	年 月 日	検査員	
検査結果			
不完全な給付の内容			

(注) 検査結果欄には、完成検査は合格又は不合格を、出来形検査は出来形〇〇%確認と記入する。

修補改造命令書

工事名		仕様書番号	第号
工事場所	市 郡	町 村	
修 補 改 造 事 項			
手直し完成期日	年月日		
上記のとおり修補改造を命ずる。 年月日			
監督権者印			
受注者様			

(注) 1 修補改造工事が完成したときは、修補改造完成届を提出し、検査を受けること。
 2 修補改造完成届に手直し工事写真（手直し前、破壊後、手直し中、同完成）を添付すること。

第 13 号様式

修補改造完了届

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

このことについて、修補改造を完了しました。

記

1 仕様書番号 第 号

2 工事名 工事

3 工事場所

4 請負金額 円

5 修補改造期限 年 月 日

6 修補改造完了年月日 年 月 日

7 修補改造の内容

工事台帳

